

学 則

① 申請者の住所・ 事業者名・電話	〒529-0366 滋賀県長浜市湖北町延勝寺1844 社会福祉法人 湖北真幸会 電話 0749-79-8100
② 県内の事業所の 住所・事業所名 電話	〒529-0366 滋賀県長浜市湖北町延勝寺1844 社会福祉法人 湖北真幸会 電話 0749-79-8100
③ 指定を受ける 研修事業の名称	社会福祉法人 湖北真幸会 介護員養成初任者研修事業
④ 研修課程 および学習方法	介護職員初任者研修課程 ・ 通学方法
⑤ 開講の目的	滋賀県北部において、高齢化人口の増加と、多様化する介護ニーズに対応した適切なサービスを提供するため、その基本的な知識および技術を持つ介護員の養成を行い、広く地域福祉に資することを目的とする。
⑥ 指令年月日等 (記入は通知後)	令和7年6月18日 滋賀県指令医福第 93 号
⑦ 受講資格	県内在住の中卒以上の男女で、介護員養成研修の受講を希望する者。 なお、国籍は問わない
⑧ 定員	19名
⑨ 募集・研修期間	(募集) 令和7年9月1日 ~ 令和7年9月26日 (研修) 令和7年10月14日 ~ 令和7年12月12日 ※研修期間の初日は開校式の日を言う。
⑩ 研修カリキュラム	カリキュラム日程表 (様式第4号-1) 研修区分表 (様式第4号-2) を参照
⑪ 研修会場の 名称・住所	講義・演習とも 〒529-0366 滋賀県長浜市湖北町延勝寺297-1 特別養護老人ホーム 湖北朝日の里 研修室
⑫ 実習施設の 名称等	1. 実施する (実習施設利用計画書(様式第6号参照)) 2. <u>実施しない</u>
⑬ 使用テキスト および 通信添削課題 (出版社と名称等)	テキスト 「介護職員初任者研修テキスト全4分冊」 財団法人 介護労働安定センター 発行 通信添削課題 : 通信教育は実施しない

⑭ 受講手続き および 本人確認の方法 (選考方法含む)	受講希望者には、学則・研修カリキュラム日程表と研修区分表・申込書を送付する。なお、受講申し込みは、申込書に必要事項を記入の上、郵送又は窓口持参するものとする。また、定数に応募者が達した場合、締め切りとしそれ以降の応募者は欠員が生じた場合、受講可とする。 ※受講にあたって、本人確認を開校式当日に行いますので、以下のうちいずれかをご持参ください。 【運転免許証・健康保険証・住民票・戸籍抄本・住民基本台帳カード・パスポート在留カード・マイナンバーカード・年金手帳・国家資格等の免許証または登録証】
⑮ 受講料・ テキスト代等 および支払方法	受講料は 11,000 円 (テキスト・傷害保険料・税込) 支払いについては、受講決定後、受講開始日までに所定の方法(銀行振込で、振込手数料受講者負担)で、一括で支払うものとする。
⑯ 解約条件および 返金の有無等	受講開始までに解約を申し出た場合、解約に関わる手数料 1,000円を差し引いた額を受講辞退者の口座に振り込むものとする。 なお、テキスト費用については、テキスト支給後の返金は認めない。
⑰ 欠席・遅刻・ 早退・受講取消 の取扱基準	理由の如何にかかわらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席扱いとする。また、研修終了から5分以上前に早退した場合も欠席扱いとする。 なお、やむを得ず欠席または早退する場合は必ず所定の用紙を事前に提出するものとする。 ○受講の取り消しについて 次に該当する者に関し、事業者はその受講を取り消すことができる。 (1) 学習意欲が著しく乏しく、研修態度が不良で、研修の修了の見込みがないと認められる場合 (2) 研修時の講義や実技の秩序をも乱し、その他、受講生としての本分に反する受講生で、指導により改善しない場合 (3) 介護員として、その資質、適性に著しく欠ける場合
⑱ 研修修了の 認定方法・ 評価方法と 合格基準	修了を認定した者には、修了証明書を交付する。 評価方法と合格基準：様式第11号 参照のこと
⑲ 補講の方法 および補講料	研修の一部を欠席した者で、特にやむを得ない事情があると認められた者については、補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。 なお、補講は、講義以外に、13時間を限度に研修会場で教科のビデオの視聴と、その後レポート提出にて代用することができる。 ただし、実技演習・施設実習および「人権に関する基礎知識」の教科については、欠席した教科を改めて受講するものとする。 なお、補講料については、補充講義1教科につき1,000円を徴収するものとする。 なお、ビデオ視聴における補講は無料とする。
⑳ 募集の 広報の方法	長浜市広報と米原市広報、法人ホームページに募集を掲載する。
㉑ 情報公開の 方法 (ホームページ アドレス等)	http://kohokushinkoukai.net/index.html

㉒ 受講者の	個人情報保護規程作成の有無 有り
--------	------------------

個人情報の 取扱い	法人個人情報は保護規程を準用する。 なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。
⑳ 受講中の 事故等 についての対応	受講中の事故が万が一発生した場合、速やかに関係者および関係部署に連絡し、必要な措置を講じるものとする。なお、その事故にかかる費用を補填するため、傷害保険に加入するものとする。
㉑ 研修責任者名 と役職	特別養護老人ホーム 湖北朝日の里 施設長 南部 泰彦
㉒ 課程責任者名 と役職	特別養護老人ホーム 湖北朝日の里 統括師長 田中 光代
㉓ 情報開示 責任者名・ 役職および 連絡先	特別養護老人ホーム 湖北朝日の里 管理課 服部 隆義 0749-79-8111 (特別養護老人ホーム 湖北朝日の里)
㉔ 苦情相談 担当者名・ 役職および 連絡先	【事業者】 特別養護老人ホーム 湖北水鳥の里 施設長 竹内 源一 0749-79-8100 【事業所】 特別養護老人ホーム 湖北水鳥の里 統括師長 田川 令子 0749-79-8100 特別養護老人ホーム 湖北朝日の里 統括師長 田中 光代 0749-79-8111
㉕ 事業所の 研修担当名と 連絡先	特別養護老人ホーム 湖北朝日の里 研修担当 服部 隆義 0749-79-8111 (特別養護老人ホーム 湖北朝日の里)
㉖ その他 研修に関する 事項	○個人情報保護について 受講者が、実習等で知り得た利用者などの個人情報を、濫りに他人に知らせ 又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行い 受講開始前に受講者より、書面にて個人情報保護に関する誓約を 受けるものとする。